



重要事項説明書

令和7年4月1日現在

当施設は介護保険の指定を受けています。
(秋田県指定 第 0570351114 号)

*当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

横手市特別養護老人ホーム白寿園
(指定介護老人福祉施設)

横手市
特別養護老人ホーム白寿園
重要事項説明書

1. 事業者

設置者の名称	横手市
運営者の名称	横手市
運営代表者名	白寿園管理者 横手市長
所在地	秋田県横手市大森町字菅生田245—27
設立年月	昭和58年4月1日

2. 施設の概要

施設の種類	指定介護老人福祉施設・平成17年10月1日指定 0570351114号	
施設の目的	指定介護老人福祉施設は、介護保険法の規定に基づき、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、施設の居室及び共用施設等において介護福祉施設サービスを提供します。	
施設の名称	横手市特別養護老人ホーム白寿園	
施設の所在地	秋田県横手市大森町字菅生田245—27	
電話（ファクス）番号	TEL 0182（26）3000 FAX（26）3068	
施設長氏名	施設長 田代 久和	
施設の運営方針	事業概要「運営方針」のとおり	
開設年月	昭和58年4月1日	
施設が行っている他の業務	.	
短期入所生活介護	平成17年10月1日	指定 0570313437
介護予防短期入所	平成18年 4月1日	指定 0570313437
	※各種短期入所と合計して定員20名（併設型）	
交通の便	JR横手駅 羽後交通バス大森線にて30分エリア下車徒歩1分 JR大曲駅 羽後交通バス川西線にて30分エリア下車徒歩1分	
敷地面積	23,897m ²	
建物概要	鉄筋コンクリート平屋建 床面積 1,063.67m ² 居 室 4人室 24室 36.72m ² (1床当たり 9.18m ²) 個 室(従来型) 4室 10.50m ²	
共用設備	玄 関 23.00m ² ホ ール 52.00m ² 食 堂 61.20m ² 機能訓練室 40.50m ² 娯楽室 81.00m ² 医務室 45.00m ² (看護婦室を含む。) 静養室 30.00m ² 浴 室 169.47m ² (脱衣所を含む。) ト イ レ 廊 下	
定 員	100名	

3. 職員の配置と勤務体制（令和7年4月1日現在）

※短期入所及び地域密着型介護老人福祉施設と一部兼務

職種	職員数	備考
施設長	1人	
生活相談員	2人以上	
看護職員	5人以上	看護師又は准看護師
介護職員	35人以上	介護福祉士ほか
介護支援専門員	2人以上	介護職員兼務
機能訓練指導員	2人以上	看護職員兼務
医師	1人以上	嘱託医
管理栄養士		
・栄養士	1人以上	
調理員	1人以上	
事務員	1人以上	
運転手	1人以上	
洗濯清掃員	1人以上	
宿日直員	1人以上	

勤務体制（介護部門）※基本的なシフトのみ記載

日 勤 早 出 7:00～15:45
普 出 9:00～17:45
遅 出 13:45～22:30
夜 勤 22:15～7:00

4. サービスの内容

- ①食 事 一日3食(朝、昼、夕)、正月・お盆・誕生会・観桜会・敬老会・クリスマス等の季節や行事にあわせた行事食を実施します。
 - ②入浴・清拭 基本的には週2回、病態により入浴が困難な場合は、清拭を行います。寝たきりの場合の体位変換は随時実施します。
 - ③排泄介護 心身の状況に応じ、適切な方法で排泄自立を目指します。困難な場合はオムツ等を使用し適切な援助を併用します。
 - ④機能訓練 必要に応じて、日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善・維持のための機能訓練を生活ケアの中で行います。
 - ⑤相談・援助 入所者や必要に応じて家族に対して生活・介護・環境等に関する相談・助言を提供します。
 - ⑥健康管理 檢温、血圧測定及び健康相談を毎日実施する。嘱託医は、週2回診を行います。
生活介助 洗濯、買い物代行、整容等は、その都度実施します。
金錢管理 契約者の希望により、次の管理を行います。
 - ①施設の指定する金融機関に預け入れている預金。
 - ②上記預金通帳と、金融機関に届け出た印鑑、有価証券、年金証書
- ※保管、出し入れ等の詳細は「特別養護老人ホーム白寿園入所者預り金規程」に基づいて行います。

5. 利用料金

- (1) 介護報酬の告示上の額、サービス自己負担額については別紙参照。
(介護老人福祉施設サービス費、食費及び居住費の合算額)
- ※ 一般棟・認知症棟
介護老人福祉施設サービス費は各入所者の負担割合(1割、2割又は3割)、要介護度等に応じて決定されます。
居住費 915円（基準額） 食費 1,445円（基準額）
介護保険負担限度額認定者は、その認定証に記載された金額が1日あたりの料金となります。詳細は別紙「施設利用料金表」に記載。
- ※ 介護保険認定更新、減額、減免等で負担額が変わる場合があります。
- ※ 入所者が未だ要介護認定を受けてない場合には、利用料金の全額を納入いただき、認定を受けた後、介護保険から給付される額を払い戻します。
利用料金の支払いは、1ヶ月毎に請求し、翌月末までに金融機関からの振り込みにてお支払い下さい。

6. 協力医療機関、医療及び緊急時等の対応について

(1) 協力医療機関

名 称	市立大森病院
院 長	小 野 剛
所在地	横手市大森町字菅生田245—205
電話番号	0182(26)2141
診療科目	内科、外科、整形外科、小児科、眼科、皮膚科、神経内科、泌尿器科、耳鼻いんこう科、血液腎臓内科、心臓血管外科、呼吸器内科、女性外来、夕暮れ診療、リハビリテーション科
病床数	150床
救急告示	平成10年8月12日

(2) 入所者の医療

- ① 入所者の治療は、原則として嘱託医、市立大森病院または入所者が指名する医療機関で受けることになりますが、医療費は、医療保険制度で支給される以外の費用は、入所者の負担になります。
- ② 原則として協力医療機関への通院時の付き添い、移送は当園で行いますが、入院中の付き添い、書類上の手続きは行いません。また、協力医療機関以外の医療機関を希望される場合は、原則として施設での移送等は行いません。
- ③ 看護職員から市立大森病院(協力医療機関)との連携により24時間連絡できる体制を確保し、必要に応じて処置及び受診等の対応を行います。

(3) 緊急時等の対応

入所者の病状の急変が生じた場合、看護職員（夜間は夜勤介護職員等から自宅待機の看護職員へ連絡）が判断し、速やかに上記協力病院救急外来へ電話連絡の上、医師との連携や診察の依頼など必要な支援を行います。また、看護職員から身元引受け又は第一連絡先等の入所者の家族へ連絡の上、病状の説明、病院へのかけつけ依頼等を行います。

7. 事故発生時及び非常時災害時の対策について

(1) 事故発生時の対応

入所者の人権尊重の理念に基づき、個々の生活を保障しながら、事故を未然に防ぐ対策を講じます。また、事故発生時は迅速、且つ的確に対応処理すると同時に、身元引受人等、第一連絡先に連絡を取ります。更に被害の拡大を予防し、原因を明らかにすることで再発の防止をするとともに、必要な措置を講じます。

(2) 非常時の対応

別に定める「特別養護老人ホーム白寿園消防計画」により対応します。

非 常 通 報	非常時には、園に設置する通報設備により横手市消防署西分署に通報する。
近隣との協力関係	災害時には、大森消防団大森支団第2・第3分団や火災予防婦人会などの防災組織に加え、菅生田部落会などの地区組織との連携により、協力体制の確保を図っています。防災訓練別に定める「特別養護老人ホーム白寿園消防計画」により、年2回の避難訓練を実施します。
防災設備の概要	防火戸、防火シャッター等の防火設備。 屋内消火栓、非常警報、スプリンクラー、非常電源設備等の消防用設備。

8. 当施設利用に係る留意点

(1) 事故補償

介護サービス提供上、不可抗力的に生じた損害、事故の補償については、入所者・施設双方で協議することとします。

(2) 来訪・面会

来訪者は、玄関に備え付けている「面会簿」に記入のうえ、その都度職員に届けてください。

(3) 外出・外泊

外出・外泊については、事前に職員に届け出て許可を得てください。

(4) 居室・設備・器具等の使用

施設内の居室や設備・器具は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償していただくことがあります。

(5) 喫煙・飲酒

喫煙は所定の場所で行ってください。また、飲酒は行事等の場合を除き、原則禁止します。

(6) 迷惑行為

けんか、口論、泥酔等他の入居者の迷惑になるような行為や施設の秩序、風紀を乱すような行為は禁止します。

(7) 宗教活動・政治活動

思想信条の自由は当然尊重されるべきですが、他の迷惑になるような勧誘や布教活動は、謹んでいただきます。

(8) 動物飼育

施設内における個人での動物飼育は、禁止します。

9. 入所・退所等

入所は、契約書、運営規則等に基づき開始され、契約書、運営規則等に定める契約の解除項目に該当する場合は、退所となります。

なお、退所の主な例は次のとおりです。

- ① 利用料の滞納や施設長の指導・勧告によっても禁止行為を継続した場合など。
- ② 介護認定の更新による入所該当外の認定結果の場合。
- ③ 在宅復帰又はその他の施設への入所。
- ④ 3カ月超を目安とした長期入院となる場合。

10. 身体拘束とその他の行動制限について

入所者の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束とその他の方法による入所者の行動制限をしません。緊急やむを得ないと施設全体で判断した場合は、以下の手続きを経て実施します。

- ① 身体拘束対策委員会での検討。
- ② 介護記録への記載。
- ③ 身体拘束の解除を目的とした継続的検討を行う。

11. 看取り（並びに医療的重度入所者対応）について

入所者の医療ニーズの増大等に対応する観点から、看護体制を強化（看護責任者の配置、24時間連絡体制確保、別紙「看取りに関する指針」に添った対応）しております。これにより、終末期のケアについても対象者の尊厳に十分配慮しながらの対応が可能です。尚、医師が終末期にあると判断した入所者については、施設職員が共同して家族等の同意を得ながら看取りケアを行います。

12. 個人情報の使用について

入所者及び身元引受人等の個人情報を、次の利用目的に対し必要最低限の範囲内で使用、提供、又は収集することがあります。その際は、改めて同意を頂いた上での提供とします。尚、サービス終了後においては第三者に決して漏らしません。詳細は別紙「保護方針」「基本規程」「取り扱い要項」に記載しております。

- ①介護保険における介護認定の申請及び更新、区分変更の為。
- ②入所者に関するケアプランを立案、円滑にサービスが提供される為に実施するサービス担当者会議、ケアカンファレンスでの情報提供の為。
- ③医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、自治体（保険者）等の連絡調整の為。
- ④入所者が医療サービスの利用を希望している場合、及び医師等の意見を求める必要がある場合。
- ⑤その他サービス提供で必要な場合。
- ⑥緊急を要する時の連絡等の場合。

1 3. 苦情受付について

苦情の受付窓口

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口（担当者）で受付ております。

生活相談員 藤原 美津子

正面玄関事務室前の投書箱

受付時間 8：30～17：15（投書箱は随時受付ております）

苦情解決の方法

①苦情の受け付け

苦情は、面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。また、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

②苦情受け付け報告・確認

苦情解決担当者が受け付けた苦情を、苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めるすることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- ・第三者委員による苦情内容の確認
- ・第三者委員による解決案の調整、助言
- ・話し合いの結果や改善事項等の確認

④都道府県「運営適正化委員会」の紹介

本事業者で解決できない苦情は、秋田県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

行政機関及び苦情受付機関

横手市役所 まるごと福祉課

横手市中央町8-2

0182-35-2134（平日8：30～17：15）

秋田県国民健康保険団体連合会

秋田市山王4-2-3

018-862-6864（平日8：30～17：15）

秋田県運営適正化委員会（秋田県福祉サービス相談支援センター）

秋田市旭北栄町1-5

018-864-2726（平日9：00～17：00）

1 4. 提供するサービスの第三者評価の実施状況等について

第三者評価は実施しておりませんが、公益財団法人 秋田県長寿社会振興財団による調査を受け、その内容及び結果を介護サービス情報公表システム (<http://www.kairokensaku.mhlw.go.jp/>) にて公表しています。